

平成 30 年度 発達障害の可能性のある児童生徒の多様な特性に応じた
合理的配慮研究事業 成果報告書（Ⅰ）

実施機関名（国立大学法人兵庫教育大学）

1. 問題意識・提案背景

指定校には発達障害など支援が必要な生徒が相当数含まれ、近年、その生徒数は増加傾向にある。また特別支援学級や通級指導教室がないため、公立学校よりも支援体制が整っていないが、これからのインクルーシブ教育のモデルとなる可能性を秘めているとも考えられる。

ICT 機器を使用した授業は部分的に実施されているが、Wi-Fi 環境、端末台数等の面で発達障害の生徒への ICT 支援環境は必ずしも十分でない。このような状況でも実施可能な合理的配慮としての ICT 機器活用を模索しているが、そのなかで教員が直面している課題として、ICT の導入効果については多数報告されているものの、導入から活用に至るまでの経緯、および児童生徒に対するフィッティングの経緯については整理されておらず、課題解決の糸口が見つからない点が挙げられる。

また、少なからぬ生徒が不登校状態にあり、これらの生徒への包括的なサポートの必要性が生じている。不登校生徒の中には、発達障害のあるケースも相当あり、特別支援教育からのアプローチが不可欠となっている。

2. 目的・目標

本事業では、ICT を導入し、活用に至るまでの経緯、および生徒に対するフィッティングの経緯について整理・分析し、ICT 導入の際の資料とすることを目的とする。

まず、ICT が不十分な環境下で実施可能な合理的配慮を検討し、提供に至るまでのプロセスを整理したうえで、ICT 機器の有機的活用を授業、定期試験、部活動などで行い、効果を検証するとともに、プロセスを整理する。書字障害のある生徒が ICT 機器を活用できれば、学習への意欲が向上すると推測されることから、この仮説に基づき実践し、プロセスを整理・分析する。

次に、不登校状態にある生徒への包括的サポートを検討し、そのプロセスを整理する。e-ラーニングによる学習状況の共有により、担任や支援員と信頼関係を構築し、またメール等も使い、自宅で学習への関心や自信を高めつつ、スモールステップで学校生活への興味や動機づけを強化すること、将来への展望や進路について生徒本人へ意識づけを高めるようなアプローチを併用すること、の 2 点により、不登校状態の改善を図る。これらの仮説に基づき実践し、プロセスを整理・分析を実施する。

3. 主な成果

指定校において、インクルーシブ教育を見据えて通常の学級を中心とした合理的配慮の方策を検討した。

書字障害のある生徒への ICT 機器の活用では、定期試験での利用だけでなく、普段の授業でも主体的に使用する姿が見られ、提出物もクラウド経由で出されるようになった。また、グループワーク時には、他生徒とのコミュニケーションツールとしても使うようになった。対象生徒に学習意欲の向上が見られ、試験の成績も確実に向上していた。このような実績をふまえて、高校入試でパソコンの利用が認められた。

発達障害のある不登校生徒を対象に、クラウド型 e-ラーニングを核とした包括的な支援を実施

した。e-ラーニングシステムによる学習状況把握を行い、学習支援員による電話相談を定期化することにより、関係づくりを図った。これは、前担任との面談の復活にもつながった。また、進路希望に沿って、農業高校のオープンキャンパスへの参加を促した。以上2つの合理的配慮の実施を通じて、学校の支援システムの強化が実現された。

4. 拠点校における取組概要

② (エ) 定期試験における ICT 等支援機器を使用した合理的配慮の研究

対象生徒の書字障害については、入学時に保護者からの申し出があり、その後の懇談でパソコンの学習利用が可能であるかどうかの問い合わせがあったため、ノートテイクやプリント等の解答に対してパソコン入力及び課題の電子データによる作成、提出など、学習に関する支障の有無の確認を行った。

その結果、対象生徒の所有するパソコンを本人の管理のもとで使用することを認めた。地域の総合教育センター、医療福祉センターとも連携し、授業プリントをスキャンしパソコン上で書き込む、図形やグラフをパソコンで描画する、本人が発案したクラウドを利用した課題の提出のほか、友人との意見共有などにも広めた。これを延長する形で定期テストにおいて授業プリントと同様の方式によりパソコン利用を認めた。この間、学校教員及び支援員が授業をはじめ学校生活全般で生徒を観察し、生徒とのやりとりを含めてエピソードを収集していき、それを合理的配慮研究チーム会議で大学教員が分析、アドバイスを行うことで、合理的配慮の妥当性等について検討した。

このような指定校での取組の蓄積を提示することにより、公立高校入試においてパソコンを使用した受験を申請し、結果として推薦の小論文と一般の筆記試験での使用が認められた。

③ (キ) 不登校により学校生活に支障をきたしている発達障害の可能性のある児童生徒に対する合理的配慮に関する研究

対象生徒の状況に関しては、附属小学校や保護者から情報提供があった。定期的な面談や教科担当のカンファレンスを通して、対象生徒のつまずきや希望、保護者からの要望を聞き取るなどして実態把握に努めた。

対象生徒が登校できない理由の一つとして、学習の遅れによる自尊心の低さが考えられたため、保護者より情報提供があった e-ラーニングシステムによる段階的な学習を通してつまずきを解消するとともに、学校教員、支援員とのコミュニケーションを通して、困難を感じている対人関係の問題を徐々に解消しながら新たに構築をすることで、登校意欲を少しでも引き上げるのではないかと考えた。エピソードを収集し、合理的配慮研究チーム会議で大学教員が分析、アドバイスを行うことで、合理的配慮の妥当性等について検討した。現在のところ、本人の学習段階に応じた課題提供が行われ、学習意欲の向上とともに学校教員との定期的な面談などに繋がっている。

5. 今後の課題と対応

(エ) の事業については、書字障害のある生徒がパソコンを使用することにより、学習意欲が低い状態であったところから、積極的に学習に取り組むようになり前述の問題が解消されるだけでなく、授業中の発言や意見の共有などでも積極的に自分の意見を表明するようになった。対象生徒に関しては、入学当初から合理的配慮を導入すれば、学習意欲及び学力はより向上したのではないかと考えられる。このためには、保護者との定期的な面談や小学校との連携を図りながら早期からの実態把握に努める必要があるだろう。また、教科ごとの有効な活用方法を探っていく

ことや、授業形式に沿った利用方法について吟味することも大切である。他の視点として、ハードウェアの準備主体はどかが担うか、管理はどのようにしていくのか、またインターネット環境を学校で提供することの可能性や是非についてなどが課題に挙げられる。

(キ)の事業については、学校に登校できていない生徒本人の課題背景を把握し、本人の実態に合わせた学習の在り方を検討する必要がある。また、ICTを利用した学習を行い、対面指導と組み合わせることにより出席を認めていくための基準作りについては急務であると考えられる。そのためには本人が学習した事実の確認をどのように行うか、どれくらいの時間をかけて学習すれば出席扱いとして認めていくのかなどの基準作りが課題である。

6. 拠点校について

(中学校)

指定校名：													
		第1学年			第2学年			第3学年					
		生徒数	学級数		生徒数	学級数		生徒数	学級数				
通常の学級		99	3		110	3		119	3				
特別支援学級		0	0		0	0		0	0				
通級による指導 (対象者数)		0	0		0	0		0	0				
		校長	副校長 ・教頭	主幹教諭 指導教諭	教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	事務職員	特別支援教育支援員	スクールカウンセラー	その他	計
教職員数		1	1	1	16	1	0	10	3	1	1	1	36

7. 問い合わせ先

組織名：国立大学法人 兵庫教育大学

- (1) 担当部署 教育研究支援部研究推進課研究推進チーム
- (2) 所在地 兵庫県加東市下久米942-1
- (3) 電話番号 0795-44-2044
- (4) FAX 番号 0795-44-2302
- (5) メールアドレス office-kenkyu-t@ml.hyogo-u.ac.jp